

# 下呂市社会福祉協議会 ふれあい型配食サービス事業 助成金

～お弁当を届けながら、ふれあいの安否確認！～

## ◆助成事業の目的

ボランティア団体・グループが配食サービスを通じた見守りやふれあいにより、高齢者等の日常生活の安全と安心を確保することを目的に助成金を交付します。



## ◆助成金の対象となる団体は？

主に下呂市内で住民主体の福祉ボランティア活動を目的に設立された団体等で、組織運営や活動が会費や利用料等で賄われており、継続的な活動が見込まれる団体等であることとします。

※その他、詳しい助成対象要件は社協までお問い合わせください。

## ◆助成金の対象となる事業は？

- ① 定期的に手作りによる弁当を調理し、配達する事業
  - ② 定期的に業者等から弁当などを購入し、配達する事業
  - ③ 定期的に手作りによる弁当を調理し、会食会として提供する事業
- ※ 配食対象者は裏面をご確認ください。



## ◆助成金の額は？

- ・ 調理・配食数に 300 円を乗じた額以内とします。  
※ただし、この場合の調理・配食回数は月 3 回を限度とします。
- ・ 上記の金額に加え、消耗品や備品、会場使用料など活動に係る経費を上限 50,000 円以内で申請できることとします。

## ◆助成金の申請方法は？

- ・ 「助成金交付申請書」に所定の書類と配食名簿を添付し、提出してください。
- ・ 申請期限は特に設けておりませんが、活動開始前に申請ください。

## ◆助成金の交付はどのようにされるの？

- ・ 原則、事業完了後の交付となります。但し、必要があると認められた場合、助成金交付決定通知書がお手元に届いた時点から交付請求が可能となります。
- ・ 交付請求されるときは、「助成金交付請求書」に振込先通帳のコピーを添付し、提出してください。

## ◆助成事業が完了したら？

- ・ 事業実施翌年度 4 月 30 日までに「助成事業実績報告書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・ 報告書には、活動の確認できる書類（写真等）と支出が確認できる書類（レシート等 ※コピー可）、配食名簿の添付も必要となります。

～助成の対象となる経費について、詳しくは裏面をご覧ください～

## ◆助成の対象となる主な経費とその助成限度額

項目	経費の内容等
食材費	調理に要する食材料の購入費 例：米、肉・魚類、野菜、調味料など
弁当購入費	配食する弁当の購入費
消耗品費	事務用品、書籍、材料等各種消耗品の購入費 例：文房具、衛生用品、パック、ラップ、アルミホイル、割りばしなど
備品購入費	1品10,000円を超える物品の購入費で30,000円を限度とします。
印刷製本費	資料や案内チラシ・ポスター、記録写真などの印刷を業者やお店で行う際にかかる費用 ※自分で作成・印刷される場合の紙代やインク代等は消耗品となります。
燃料費	暖房器具や調理器具に必要な燃料など
通信運搬費	郵便物を送る際にかかる費用や宅配便など物を送る際にかかる費用 例：切手、ハガキなど
保険料	行事用保険、物品の損害保険などの掛金
手数料	振込手数料など
賃借料	集会所や公民館など会場の使用料、機材の使用料など

## ◆配食サービス利用対象（助成金対象）

- (1) 70歳以上の単身世帯
- (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 障がい者のみの世帯
- (4) 高齢者と障がい者のみの世帯
- (5) その他会長が特に認める世帯（事前に見守り型配食サービスが必要な理由を申請してください）

## ◆助成の対象と認められない経費は？

配食サービスに関連のないもの、または以下に該当する経費は認められません。

- ・ 営利を目的とする事業に係わる一切の経費
- ・ 助成団体等の活動施設等の年間維持管理経費（賃借料・光熱水費 等）
- ・ 事業内容に照らして適切でない物品又は著しく高額な物品の購入費
- ・ 団体等の構成員等関係者に係る研修参加費、旅費 等
- ・ 日常の活動に要する交通費 等
- ・ 会員個人が加入するボランティア活動保険の掛け金

その他、ご不明な点は最寄りの社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

下呂市社会福祉協議会

小坂支所	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター	☎ 62-0038
萩原支所	萩原町萩原 875-2	☎ 52-3773
下呂支所	森 883-1 下呂福祉会館	☎ 25-2082
金山支所	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所 3階	☎ 33-2495
馬瀬支所	馬瀬名丸 1041 つつじ苑	☎ 47-2225

